

見附市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第22号

見附市税条例の一部を改正する条例

見附市税条例（昭和36年見附市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第69条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第69条の6第1項の申告書、」を削る。

第21条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第22条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第25条の2第1項ただし書中「及び第25条の3の3第1項」を「並びに第25条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第25条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第25条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を

提出しなければならない者

- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第40条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第25条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称

- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

第51条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第68条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第68条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第69条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第69条の3から第69条の8までを削る。

第69条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第69条の3とする。

第69条の10を削る。

第70条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「法施行規則第33号の4の2様式による申告書を」

を「法施行規則第33号の4様式による申告書」に改め、「法施行規則第33号の5様式による申告書」の次に「並びにその者の住所を証明すべき書類」を加え、同項後段を削り、同条第2項及び第3項中「法施行規則第33号の4の2様式による申告書を、」を「法施行規則第33号の4様式による申告書並びに」に改める。

第77条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条第2項中「第68条第3項ただし書」を「第68条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「法施行規則第33号の5様式による申請書」を「標識交付申請書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第6条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「においては」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に、「附則第7条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条を附則第6条の3とする。

附則第6条の4中「又は附則第18条の3第1項」を「、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第6条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3

項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第22項と

し、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とし、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第9条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- （3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第9条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第9条の4 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第41条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

（2） 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

（3） 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

（4） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第62条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事

項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第15条の3第3項第2号及び第15条の4第3項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第16条第3項第2号中「、附則第6条第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に、「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第16条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第17条第5項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第18条第2項第2号中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に、「、附則第6条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第21条第1項及び第2項並びに第22条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第22条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第22条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（2） 第22条の6から第22条の8まで、第22条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第22条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の7第1項前段、第22条の8、第22条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

3 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に

係る譲渡所得等の金額」とする。

- 4 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第18条の3の3第2項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改め、同条第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改め、「第22条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」の次に「の合計額」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第25条の2第1項ただし書、第25条の3の2及び第25条の3の3の改正規定並びに附則第5条の改正規定及び附則第6条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第51条の改正規定及び定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第22条の7第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第8条の2の改正規定及び附則第16条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年

度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (4) 附則第6条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第18条の2の次に一条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第25条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第25条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の市税条例第25条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民

税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第6条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第五項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の2の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）

附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。